

## [事案 2020-292] 介護保険金支払請求

・令和3年10月22日 裁定打切り

※本事案の申立人は、法人である。

### <事案の概要>

約款の支払事由に該当しないことを理由に、介護保険金が支払われなかったことを不服として、保険金の支払いを求めて申立てのあったもの。

### <申立人の主張>

代表取締役である被保険者が、平成27年7月までに脳梗塞を発症し、平成29年11月に要介護4の認定を受けたため、平成26年4月に契約した介護保障定期保険（契約①）および同年5月に契約した介護保障定期保険（契約②）にもとづき介護保険金等を請求したところ、要介護状態は責任開始日前に発生した好酸球増多症を原因とするものであるから、介護保険金の支払事由に該当しないとして、介護保険金が支払われなかった。しかし、高血圧症の治療のために通院していたという認識しかなかったことから、告知義務違反による解除を取り消し、介護保険金を支払ってほしい。

### <保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 契約①、契約②とも契約は有効に継続しており、告知義務違反を理由にした解除は行っていない。
- (2) 被保険者は、平成23年3月から高血圧症でA病院に通院していたが、平成25年9月の血液検査で好酸球増多症と診断され、定期的に検査していくことを医師から説明されており、介護診断書には好酸球増多症の合併症欄に脳梗塞と記載されている。

### <裁定の概要>

#### 1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理を行った。なお、申立人が希望しなかったため、事情聴取は行わなかった。また、医学的判断の参考とするため、独自に専門医の意見を求めた。

#### 2. 裁定結果

上記手続の結果、以下の理由により、裁定手続を打ち切ることとした。

- (1) A病院から紹介されたB病院の医師は、合併症（脳梗塞）と好酸球増多症との医学的因果関係について、「好酸球増多症により脳梗塞を発症した」と回答しているが、A病院の医師は、「因果関係はありません」と回答しており、医師の判断が分かれている。また、当審査会が独自に徴求した専門医の意見では、被保険者は要介護状態の要因となり得る基礎疾患を複数持っており、「好酸球増多症」を直接の原因として要介護状態となったとまでは断定できないが、「好酸球増多症」と要介護状態の因果関係は否定できないとのことであった。
- (2) 責任開始前不担保条項においては、結果（本件では要介護状態）と原因となった疾病（本件では好酸球増多症）との間にはどの程度の因果関係があればよいのかについては裁判例・学説とも見解が分かれており、未だ最高裁判例はなく、通説と見られる学説もない。
- (3) 以上の事情に鑑みると、本件を判断するためには、具体的な療養の経緯、症状の経過等を踏まえて、専門的な知見にもとづいて総合的に判断しなければならず、担当医師への尋問、

専門医による鑑定等の手続が必要となる可能性があるが、当審査会はこれらの手続を行なうことができない。また、責任開始前不担保条項において、結果と原因となった疾病との間にはどの程度の因果関係があればよいのかについても裁判所の判断を仰ぐことが適切であると考えられるため、本件について公正かつ適正な判断を行うためには、裁判手続にゆだねることが相当であると考えます。